

新型コロナウイルス感染症に

感染した、または感染を疑われる方が療養のため仕事を休んだとき

傷病手当金制度 があります。

国民健康保険の加入者で新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染を疑われる方が仕事を休み、その間給与等が支払われない、または減額されたとき、「傷病手当金」を受け取れる場合があります。

手当金を受けるには？

- ① 新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと
- ② 4日以上休んでいること（支給対象が仕事を休んだ日の4日目からとなります）
- ③ 休んだ期間について給与等が支払われていないこと

傷病手当金を申請するには？

4種類（世帯主記入用、被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用）の申請書を福祉課まで提出してください。

$$\text{支給額} = \frac{\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数（仕事をした日数）}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象日数}$$

対象となる期間は、令和2年1月1日（水）から9月30日（水）までの間です。

お問い合わせ先 福祉課 国民健康保険係 ☎47-4682

児童手当の「現況届」を提出してください！

児童手当を受給している方は、令和2年6月1日現在の状況を届け出る必要があります。

6月上旬に対象者へ「現況届」を送付しますので、**令和2年6月30日（火）**までに、役場町民課又は吉岡支所まで提出願います。

支給対象者は？

0歳から中学校卒業までの児童を養育している保護者です。
 毎年6月・10月・2月に手当が支給されます。
 6月支給時は、2月から5月までの分が支給されます。

児童手当とは？

家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付です。

児童年齢	支給額（1か月分）
0歳から2歳	15,000円
3歳から小学生（第1子・第2子）※	10,000円
3歳から小学生（第3子以降）※	15,000円
中学生	10,000円



- ※ 高校生は児童数としてカウントしますが、児童手当の支給対象にはなりません。
- ※ 所得制限を超える保護者については、「特例給付」扱いとなり、給付額は児童数に応じて一律5,000円（1か月分）となります。

お問い合わせ先 町民課 町民係 ☎47-4681



特定建設業 豊かな技術と確かな信頼工事

株式会社 松山電気工業

本社住所：檜山郡厚沢部町字富栄611-4
 電話：0139-64-3331

URL：http://www.hiyama-denki.co.jp

営業所住所：松前郡福島町字福島524

電話：0139-47-3622

E-mail：hiyama02@beach.ocn.ne.jp

北海道グリーン・ビズ認定、北海道と家庭教育サポート企業協定締結

松山電気はこんな会社

みんなまってるよ～ 北斗営業所 社内旅行



営業所の社員です
社員募集中



新規開設しました！



大阪・道頓堀に
行ってきたよ～！